こどもまんなか社会実現プラットフォーム規約

令和７年３月１２日
設立総会決定
令和７年１１月１１日
一部改定

（名称）
第１条　本会は、「こどもまんなか社会実現プラットフォーム」（以下「本会」という。）と称する。

（目的）
第２条　本会は、「権利の主体」であるこども・若者が、自らの希望に応じて自分らしく健やかに成長でき、将来にわたって安心して幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向けた個人・団体・企業・行政の連携と創発を目指すことを目的とする。

（活動内容）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
（１）こどもまんなか社会の実現に向けて、官民・民民相互の交流を通じた連携強化に関する活動
（２）こども・若者や子育て当事者、諸団体の活動支援（エンパワーメント）に関する活動
（３）こどもまんなか社会に関する 情報共有・発信、調査活動
（４）その他本会の目的を達成するために必要な活動

（事業年度）
第４条　本会の事業年度は、４月１日から３月３１日までとする。

（会員等）
第５条　本会は、本会の目的に賛同する以下の会員をもって組織する。
（１）正会員　総会の議決権を有する。
「こどもまんなか社会」の実現に向けた活動に取り組む NPO 等の活動団体
「こどもまんなか社会」の実現に向けた活動に取り組む NPO 等への支援を行う中間支援団体、各分野の全国団体
その他「こどもまんなか社会」の実現に資する活動に取り組む団体 等
（２）協力会員　総会の議決権を有さず、本会の各種活動に可能な範囲で協力する。
国の行政機関、地方公共団体 等
（３）賛助会員　総会の議決権を有さず、本会の各種活動を支援する。
本会の目的や活動に対して賛同する法人、団体、または個人 等

（入会）
第６条　新たに本会の会員になろうとするものは、第１６条に規定する幹事会に入会を申し込むものとし、幹事会において、本条各項に定める要件を満たし、入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。
２　会員の入会に当たっては、以下をすべて満たさなければならない。

（１）暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
（２）第４項の規程で定める欠格事由にあてはまることがないこと
（３）会員が順守するべき行動規範に誓約をすること
（４）その他、会員にそぐわない特段の事情がないこと
３　上記に加えて会員の入会に当たっては、主に以下の点も確認する。
（１）「こどもまんなか社会」の実現に資する一定の経験や活動実績があること
（２）関係府省庁、自治体等と連携した活動実績があること、または当会の幹事１団体からの推薦があること
４　この規約に定めるもののほか、入会に関し必要な事項は、幹事会において定める規程によるものとする。

（会費）
第７条　会費は、当面の間、無料とする。

（退会・除名）
第８条　本会を退会しようとする者は、退会の意志を書面により幹事会に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。
（１）１年以上、連絡がとれない場合
（２）本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
（３）会員が解散又は活動を停止したとき
（４）欠格事由にあてはまることが判明したとき
（５）暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
（６）当会の会員であることを、営利、政治、宗教目的等に利用したとき
（７）その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき
２　前項の規定にかかわらず、前項第１号から第６号の事由については、幹事会の議決を経て除名することができる。
３　第１項の規定による会員の退会、前項の規定による会員の除名については、事後に総会に報告を行わなければならない。

（総会の構成）
第９条　本会の会員をもって構成する総会をおく。ただし、設立時の総会においては、こども家庭庁が設置した、こどもまんなか社会実現プラットフォーム（仮称）設立準備会合委員（以下「準備会合委員」という）によって構成する。

（総会の機能）
第１０条　総会は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を議決する。
（１）運営方針に関すること
（２）規約の変更
（３）幹事団体の選出、および解任に関すること
（４）その他、本会の目的を達成するために必要な事項の検討

（総会の開催）
第１１条　通常総会は、毎年度１回開催する。

２　幹事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。
３　幹事会は、議決権を持つ正会員総数の２割以上の会員から総会の開催を求められた場合、臨時総会を開催しな ければならない。
４　議長は出席会員の互選により選出する。

（総会の招集）
第１２条　総会は、幹事会が招集する。ただし、設立時はこども家庭庁が招集する。

（総会の定足数）
第１３条　総会は、正会員の４分の１の出席をもって成立するものとする。ただし、設立時は準備会合委員の４分の１の出席をもって成立するものとする。
２　前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

（総会の決議）
第１４条　総会の議事は、総会出席正会員の過半数の賛成により決定する。 ただし、設立時は出席の準備会合委員の過半数の賛成により決定する。
２　議長は採決に加わることができない。ただし、賛否が可否同数の場合は、議長の決するところによる。
３　総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する会員を代理人として表決を委任することができる。
４　総会の議事に対して、電子メールによる意思表明もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表明を行った正会員については、総会出席正会員として数える。
５　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（議案の提案権）
第１５条　総会への議案は幹事会が提案する。
２　前項の規定にかかわらず、第１１条第３項の請求を行った会員は、その総意にかぎり議案を提出することができる。

（幹事団体および幹事会の構成）
第１６条　総会において議決された事項を円滑に進めるために幹事団体によって構成する幹事会を置く。
２　幹事会は、この規約で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項を定める。
３　幹事会の運営を円滑に進めるために、代表幹事、副代表幹事を、複数、置くことができる。

（幹事団体の選任）
第１７条　幹事団体は設立以降、総会の議決において正会員の中から選任する。ただし、設立時のみこども家庭庁が選任し、選任された幹事団体は同時に正会員となる。
２　幹事団体は３団体以上とする。
３　代表幹事および副代表幹事を置く場合は、幹事会の互選により選任する。

（解任）

第１８条　幹事団体が次号のいずれかに該当するときには、該当幹事団体に事前に弁明の機会を与えた上で、 総会の議決を経て該当幹事団体を解任することができる。
（１）職務の執行にあたれないと認められるとき 箇所表記
（２）職務上の不正または本規約に定める事項の違反行為、その他幹事団体としてふさわしくない行為があると認められるとき

（幹事団体の任期）
第１９条　幹事団体の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　幹事団体は、辞任又は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

（事務局）
第２０条　本会の事務の執行を円滑に行うため事務局をおく。
２　事務局は幹事会にて決定する。

（チーム）
第２１条　幹事会は必要に応じて、正会員の一部により構成されたチームを設置することができる。
２　チームの設置については、年度内で若干数とする。
３　本会の正会員は、チームの設置を提案できる。 設置の可否は幹事会で決定する。
４　チームの設置にあたり、幹事団体のいずれかが参加することとし、助言を行うことができる。
５　チームには、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。
６　本条に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項については、幹事会において定める規程によるものとする。

（解散）
第２２条　本会は、総会の決議により解散する。

（附則）
この規約は、２０２５年（令和７年）３月１２ 日より施行する。

（附則）
この規約は、２０２５年（令和７年）１１月１１ 日より施行する。